

# HOPEゾーン事業

## 「まちなみガイドライン」について

「HOPEゾーン事業」とは、歴史や文化といった地域の魅力とその特性を活かした住まい・まちづくりをめざして、地域と行政の連携により具体的なまちなみづくりを進めていく取り組みです。天満地区HOPEゾーン協議会は、平成20年6月に設立し、ワークショップやまちなみ形成試行プロジェクトなどの活動を通じて、「天満にふさわしいまちなみとは何か」、「それを実現するにはどうすればよいか」について、考えてきました。その実現に向けた第一歩として、この「まちなみガイドライン」を作成しました。建物の改修や新築の際にこの冊子を開いていただき、天満地区の「まちなみづくり」に役立ててください。協議会では、これからも天満らしいまちなみづくりに取り組むための窓口となる組織として活動していきます。

## 専門家相談会の開催等

大阪市では、下記の補助制度と合わせて、「ガイドライン」に沿ったまちなみづくりを行う場合に、建築の専門家による「専門家相談会」を開催しております。

- まちなみづくりに協力したいけど、具体的な建物の改修方法がわからない。
- しつらい空間に何を作ればよいかわからない。

このような場合などには、下記のお問合せ先までご連絡ください。また、「よそおう」に沿った修景については、より良いまちなみづくりのために、事前に協議会へご連絡ください。



## まちなみ修景補助制度について(大阪市)

地域のみなさんと連携・協働で進めるHOPEゾーン事業の一環として、魅力あるまちなみづくりを支援・促進するため、大阪市が定める補助要件に適合するように修景(※)する場合、その費用(設計費及び整備費)の一部について補助を受けることができます。

※修景とは…区域にふさわしいまちなみ形成に向けて、建築物の外観やその敷地等を整備すること

### 【補助要件の概要】

次の部分について、別途定める修景基準を満たしたもの

- 建築物全体または低層部分の、主に道路等に面し、通常望見できる部分
- しつらい空間の内装
- 瓦葺の大屋根

### 【補助率等】

上記の範囲に係る整備費用の2/3以内、かつ限度額以内とする(※1)

※1 年度毎に、1件あたりの限度額及び事業区域あたりの年間の補助予算総額は変動します。

※2 「よそおう」に沿った修景の場合、しつらいの内容や修景の概要について、地域(天満地区HOPEゾーン協議会)へお知らせいただく必要があります。

お問合せ

大阪市都市整備局HOPEゾーン事業担当  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 市役所6階  
Tel 06-6208-9631 Fax 06-6202-7064

(※)大阪天満宮蔵

発行:天満地区HOPEゾーン協議会

企画・編集:天満地区HOPEゾーン協議会・大阪市都市整備局

製作協力:(株)ダン計画研究所・クールビジョン

発行年月:2012年11月

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。